

岡崎市指名競争入札実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、岡崎市契約規則（平成22年3月16日岡崎市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市が行う指名競争入札（以下「入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 設計業務等 建設工事に関する設計、監理、調査、企画、立案及び測量をいう。
- (3) 物品購入 物品の購入、製造、修繕、改造及び売払い並びに印刷製本費に係るものをいう。
- (4) 業務委託 前3号に掲げるもの以外の委託をいう。
- (5) 設計図書 設計書、図面、仕様書等の図書を総称していう。
- (6) 電子入札 あらかじめ市が指定する期間内に、入札参加者がインターネットなど情報通信技術を利用した事務処理システムにより市へ入札書を送信する入札をいう。
- (7) 持参入札 あらかじめ市が指定する日時及び場所において、入札参加者が書面による入札書を提出する入札をいう。

(適用の範囲)

第3条 この要綱は、市が発注する建設工事、設計業務等、物品購入及び業務委託（以下「建設工事等」という。）の入札について適用する。ただし、入札が適当でないと認められる場合は、この限りでない。

第2章 資格

(入札参加資格)

第4条 入札に参加できる者は、次の各号に掲げる資格要件を有している者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」平成24年2月24日付け岡崎市長・岡崎市教育委員会教育長・愛知県岡崎警察署長締結）に基づく排除処置を受けていない者であること。
- (4) 国税、愛知県税及び岡崎市税のうち、市が指定するものについて未納のない者であること。
- (5) 岡崎市入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止処分を受けている期間にない者であること。
- (6) 建設工事等について、当該建設工事等の種類の別に応じ、岡崎市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (7) その他必要と認める事項。

2 共同企業体の場合は、当該共同企業体の構成員について、前項各号の規定を準用する。

3 第1項各号に規定する入札参加資格の有無の判定は、入札日（電子入札の場合にあっては開札日）現在による。ただし、入札日（電子入札の場合にあっては開札日）以後、契約締結日（仮契約を締結する場合は、原則、仮契約締結日とする。以下同じ）までの間にいずれかの資格要件を満たさなくなったときは、入札参加資格を有していない者とみなす。

(入札の参加者の指名等)

第5条 入札に参加させようとする者の指名は、前条第1項に規定する入札参加資格を有している者のうちから指名しなければならない。ただし、同一人が代表者となる法人等は、重複して指名してはならない。

2 各課等の長は、入札に参加させようとする者を指名するにあたっては、岡崎市入札参加者審査委

員会（以下「委員会」という。）の議決を経なければならない。ただし、委員会が審議を必要でないと認めたときは、この限りでない。

（入札の参加者の公表）

第6条 指名した入札に参加させようとする者の商号又は名称は、落札者の決定後、速やかに公表するものとする。

第3章 入札

（指名通知）

第7条 指名通知は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、第5号に掲げる事項にあっては、予定価格を事前公表する場合に限り適用する。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札の場所及び日時（電子入札の場合にあっては、入札書提出期間並びに開札の場所及び日時）
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 無効な入札となる該当事項
- (5) 予定価格
- (6) その他入札に関し必要な事項

（入札の執行時期）

第8条 入札の執行時期は、次の各号に掲げる見積期間を設けなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、当該各号に定める日を5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 1件の設計金額が5,000万円未満の建設工事については、10日以上
- (2) 1件の設計金額が5,000万円以上の建設工事については、15日以上
- (3) 前2号に定めるもの以外のものについては、10日以上

（設計図書の貸与）

第9条 指名通知書において設計図書を電子配信とした入札については、インターネットなど情報通信技術を利用した事務処理システムにより、設計図書を電子配信するものとする。

- 2 前号以外の場合においては指名通知の日から入札期日（電子入札の場合にあっては、入札締切日）まで入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に貸与する。

（入札回数）

第10条 入札回数は、初度の入札を含め3回を限度とする。ただし、予定価格を事前公表している場合にあっては、1回とする。

（入札保証金）

第11条 入札保証金は、免除するものとする。

（公正な入札の確保）

第12条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札を執行し、万一、市が事前に入手している情報どおりの入札結果となった場合、当該入札を無効とされても異議を申し立てることはできない。
- 3 入札参加者は、他の事業者その他第三者に対して、当該入札に参加することをみだりに表明してはならない。
- 4 入札参加者は、正当な理由なく他の事業者に当該入札への参加の有無を問合せしてはならない。

（入札の取りやめ等）

第13条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 持参入札の場合において、入札参加者が2者未満である場合は、当該入札を取りやめる。

（入札の執行等）

第14条 持参入札は、指名通知に記載した場所及び日時に執行するものとする。

- 2 入札参加者は、持参入札の場合において、代理人をして入札させるときは、当該入札ごとに委任状を提出しなければならない。

- 3 入札参加者は、当該入札が建設工事の場合にあっては、工事費内訳書を入札書とともに提出しなければならない。ただし、予定価格が事後公表の場合、1回目の入札時のみ工事費内訳書を提出するものとし、2回目及び3回目の入札時は提出の必要はない。
- 4 入札参加者は、その提出した入札書及び工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- 5 開札は、入札終了後直ちに当該入札の場所において行うものとする。ただし、電子入札の場合においては、指名通知に記載した場所及び日時に行うものとする。

第14条の2 電子入札の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

(無効の入札)

第15条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 持参入札において、委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 次の事項に記載のない入札
 - ア 入札金額
 - イ 建設工事にあつては、工事名及び工事場所。設計業務等及び業務委託にあつては、業務名及び業務場所。物品購入にあつては、品名及び規格
 - ウ 持参入札において、入札参加者の商号又は名称、代表者氏名及び押印
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 郵便、電報又は電話による入札
- (9) 事前に入札している情報どおりの入札結果となった入札
- (10) 建設工事においては、工事費内訳書を提出しない入札及び工事費内訳書に記載のない入札(1回目の入札に限る)
- (11) 入札金額と工事費内訳書の金額が一致していない入札及び工事費内訳書の内訳金額と合計金額が一致していない入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第16条 開札をした場合において、各人の入札のうち入札書比較価格(予定価格から消費税及び地方消費税を差し引いた価格をいう。以下同じ。)の制限の範囲内の価格の入札がないとき(最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低制限比較価格(最低制限価格から消費税及び地方消費税を差し引いた価格をいう。以下同じ。)以上の価格の入札がないとき又は低入札調査基準価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で岡崎市低入札価格調査実施要領第4条に規定する失格基準(以下「失格基準価格」という。)以上の価格の入札がないとき)は、直ちに(電子入札の場合にあつては指定した日時に)再度の入札を行う。ただし、直前の入札で最低制限価格未満の価格の入札をした者若しくは失格基準価格未満の価格の入札をした者又は直前の入札に参加しなかった者については、再度の入札に参加させないものとする。

(落札者の決定等)

第17条 最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低制限比較価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、落札者の商号又は名称及び落札金額を公表する。

- 2 最低制限価格を設けない場合にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、落札者の商号又は名称及び落札金額を公表する。
- 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。(電子入札においては、電子くじにより落札者を決定する。)
- 4 前項の持参入札の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代え

て当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- 5 前4項の規定にかかわらず、総合評価方式による指名競争入札（以下「総合評価方式」という。）の落札者の決定等については、次条によるものとする。
- 6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、建設工事の場合は、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする前に、当該参加者の工事費内訳書の内容を確認する。確認の結果、最低の価格をもって申込みをした者の入札が無効となった場合は、次順位の者の工事費内訳書を確認する。この場合において、第1項及び第2項に「最低の価格をもって申込みをした者」とあるのは、「次順位の者」と読み替えるものとする。
- 7 第3項の規定にかかわらず、建設工事の場合は、くじを引く前に、落札となるべき同価格の入札をした者全ての工事費内訳書の内容を確認する。確認の結果、無効となった者はくじに参加させず、同価格の入札をした者全てが無効となった場合は、次順位の者の工事費内訳書を確認する。この場合において、第1項及び第2項に「最低の価格をもって申込みをした者」とあるのは、「次順位の者」と読み替えるものとする。

（総合評価方式における落札者の決定等）

第17条の2 総合評価方式を実施する場合で、最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、岡崎市業務委託総合評価方式実施要綱第10条により算出された数値の最も高い者を落札者とし、落札者の称号又は名称及び落札金額を発表する。

- 2 総合評価方式を実施する場合で、低入札調査基準価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、岡崎市建設工事総合評価方式実施要綱第6条により算出された数値（以下「評価値」という。）が最も高い者を落札候補者とする。当該落札候補者の申込みした価格が低入札調査比較価格（低入札調査基準価格から消費税及び地方消費税を差し引いた価格をいう。）未満である場合は、岡崎市低入札価格調査実施要領に基づく調査を行い、契約内容に適合した履行の可否を決定するものとする。
- 3 前項に規定する落札候補者が低入札調査比較価格以上の価格を持って申込みをしていた場合又は前項に規定する調査の結果、契約内容に適合した履行が見込めると決定した場合は、当該落札候補者を落札者と決定する。
- 4 前項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表している場合は、当該落札候補者を落札者と決定する前に、当該落札候補者の工事費内訳書の内容を確認することとし、予定価格を事後公表している場合は、当該落札候補者を落札者と決定する前に、当該参加者全員の工事費内訳書の内容を確認する。確認の結果、当該落札候補者の入札が無効となった場合は、評価値が次順位の者を落札候補者とする。
- 5 第2項に規定する調査の結果、契約内容に適合した履行が見込めないと決定した場合は、評価値が次順位の者を落札候補者とする。
- 6 前項の場合において、第2項及び第3項に「落札候補者」とあるのは、「評価値が次順位の者」と読み替えるものとする。
- 7 第1項において岡崎市業務委託総合評価方式実施要綱第10条により算出された数値の最も高い者が2者以上あるとき又は第3項における落札候補者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 8 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（落札決定の保留）

第18条 入札に関し、不正が行われた疑いがあると認められるときその他必要があると認められるときは、前条の規定により落札となるべき者を落札者に決定することを保留することができるものとする。

（不調入札の取扱い）

第19条 入札回数が3回（予定価格を事前公表している場合は、1回）をもって落札しないときは、当該入札は不調とする。この場合において、その後の対応については、次の各号に掲げるところに

よる。

(1) 入札に参加させようとする者（不調となった入札に参加した者及び当該入札を辞退した者を除く。）を指名して入札を行い、落札者を決定する。この場合において、再度不調となったときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする。

(2) 再度の入札に参加させようとする者（不調となった入札に参加した者及び当該入札を辞退した者を除く。）がないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする。

（落札者が契約を締結しないときの取扱い）

第20条 落札者が契約を締結しない場合は、その後の対応については、次の各号に掲げるところによる。

(1) 入札に参加させようとする者（契約を締結しなかった落札者及び当該入札を辞退した者を除く。）を指名して入札を行い、落札者を決定する。この場合において、不調となったときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする。

(2) 再度の入札に参加させようとする者（契約を締結しなかった落札者及び当該入札を辞退した者を除く。）がないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定により随意契約とする。

（談合情報への対応）

第21条 契約を締結する前に談合情報が入り、公正入札調査委員会で信憑性が極めて高いとは言えないと判別した場合には、誓約書を提出すれば契約するものとする。

また、契約締結した後に談合情報が入り、公正入札調査委員会で信憑性が極めて高いとは言えないと判別した場合でも、誓約書を提出すれば契約は継続するものとする。

（契約書の提出）

第22条 契約書を作成する場合においては、落札者は、市から交付された契約書に記名押印し、規則第28条に定める期間内に、これを市に提出しなければならない。ただし、議会の議決を要する契約の締結については、速やかに仮契約書を作成し、議決後本契約書を作成するものとする。

2 落札者が、市の承諾を得ないで前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、当該落札は、その効力を失うものとする。

（契約の保証）

第23条 落札者は、請負代金額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）が500万円以上の工事請負契約を締結する場合は、岡崎市工事請負契約保証事務取扱要領の定めるところにより、契約の保証を付さなければならない。

第4章 雑則

（異議の申立て）

第24条 入札を行った者は、入札後、この要綱、設計図書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（指名されなかった者に対する理由の説明）

第25条 入札参加資格者名簿において当該入札と同一の種別に登録がある者が、当該入札で指名されなかったことに対して不服がある場合は、岡崎市入札及び契約過程に係る苦情処理手続要領第4条第1項第2号に基づき、指名されなかった理由について、書面により説明を求めることができる。

2 前項に規定する説明を求められたときは、岡崎市入札及び契約過程に係る苦情処理手続要領第5条に基づき、回答するものとする。

（入札執行状況の公開等）

第26条 入札の執行状況は、入札室の狭あい等特別の事情のない限り、一般に公開する。

2 総務部契約課で執行した入札の執行結果及び予定価格（予定価格を公表するものに限る。）は、落札者の決定後、速やかに市政情報コーナーに係る関係図書を据え置き、執務時間中において閲覧することができるほか、市のホームページにおいても閲覧することができる。

3 総務部契約課以外で執行した入札の執行結果及び予定価格（予定価格を公表するものに限る。）

は、当該入札を執行した課等において、落札者を決定した翌日から閲覧することができる。

(仮契約中の相手方の不正行為)

第27条 仮契約の相手方（仮契約の相手方が共同企業体である場合は、その構成員のいずれか）が、本市との契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、当該仮契約は議会に提出せず、本契約を締結しないものとする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- (2) 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に指名通知する指名競争入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行し、同日以後に指名通知する指名競争入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に指名通知する指名競争入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に指名通知する指名競争入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に指名通知する指名競争入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行し、同日以後に指名通知する指名競争入札について適用する。

る。

附 則

この要綱は、平成29年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に指名通知する指名競争入札について適用する。